

令和8年度  
相模原市立  
東林小学校いじめ防止基本方針



相模原市立東林小学校

令和8年4月

# 相模原市立東林小学校いじめ防止基本方針

## 【目指す学校の姿】

いじめや差別をゆるさず、子どもたち一人一人が楽しく安全に過ごすことのできる学校

- ・人を傷つけたり排除していないかを常にふり返ることで、いじめの未然防止につとめるとともに、あらゆる場面で子どもの基本的な人権が尊重される風土づくりをする。

## 【家庭・地域との連携】

個人面談、家庭訪問、学校カウンセラーや福祉関係職員を入れたケース会議などを通じて、いじめの未然防止、いじめの発見、対応について共通の認識をもつ。

## 【校内組織】

### 【いじめ防止対策委員会】

校長・副校長・教務主任・児童指導主任・養護教諭・学年主任・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラーで委員会を組織し、原則として学期1回以上開催する。

## 【関係機関との連携】

いじめ発生時や子ども育成に係る諸会議等で情報交換する際には、SSW、児童相談所、子育て支援センター、児童クラブ、青少年相談員等、外部機関と積極的に連携する。

## 【いじめの未然防止】

- (1) 学校の教育活動全体で児童が意欲的・主体的に取り組める教育活動を展開していく。  
(道徳教育・人権教育・特別活動・体験活動・各種行事の充実)
- (2) 児童の自己有用感を高めるための学年・学級集団づくりと行うと共に温かい人間関係を築くための授業改善を進める。(話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング)
- (3) いじめについての校内研修を行うことで職員の共通理解の徹底を図るとともに、児童や保護者に周知をしていく。(職員研修の開催、学校だより・全校朝会での周知)
- (4) PTAや地域と情報交換や協議をする場を設ける。

## 【いじめの早期発見】

- (1) 日常生活における子どもたちの関係性に目を配り、複数の目による児童理解を図る。
  - ・休み時間の過ごし方、生活ノート、日記 など
- (2) 学期に1回の定期的なアンケート調査を行い、いじめの早期発見を図るとともに、相談体制を整え、迅速な対応ができるように校内組織を機能させる。
  - ・アンケート調査の実施
  - ・青少年教育カウンセラーによる相談
- (3) 青少年教育カウンセラーによるカウンセリングを充実させ、早い段階でいじめに関する相談ができるような体制を整える。(受付は随時、相談は毎週水曜日)

## 【いじめへの対応】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こりうることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任・養護教諭・道徳教育担当・人権教育担当・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 委員会の取組内容
  - ①いじめ防止対策委員会は児童の問題行動などに係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
  - ②日頃からいじめの問題等、児童指導上の課題に関して組織的に対応するため、校長を中心に一致協力体制を確立し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
  - ③いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
  - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ①絆づくり：自主的な運営 異学年交流
  - ②児童会活動：いじめ防止に向けた子どもたちの主体的な取り組み
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。

- ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③キャリア教育、福祉体験、特別活動
  - ④小、中学校交流行事
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
  - ②教職員向けチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る
  - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
  - ④保護者会、学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①あいさつ運動
  - ②PTA、学校評議員との懇談会
  - ③東林地区青少年健全育成協議会

#### 4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- ①休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子
  - ②個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。  
アンケート調査は、各学期1回実施し、必要な児童について教員が聞き取りを行う。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、児童がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週 水曜日  
TEL：042-749-2177（直通）  
いじめ相談ダイヤル       ：042-707-7053  
ヤングテレホン            ：042-755-2552
  - ②保健室だより、相談室だよりの発行
  - ③青少年教育カウンセラーによる個別面談、校内巡回

あのねのおへや TEL：042-742-9669（直通）

・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

・さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童理解を進めていく。

## 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。児童及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導・支援する。

①校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。

②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、委員会、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

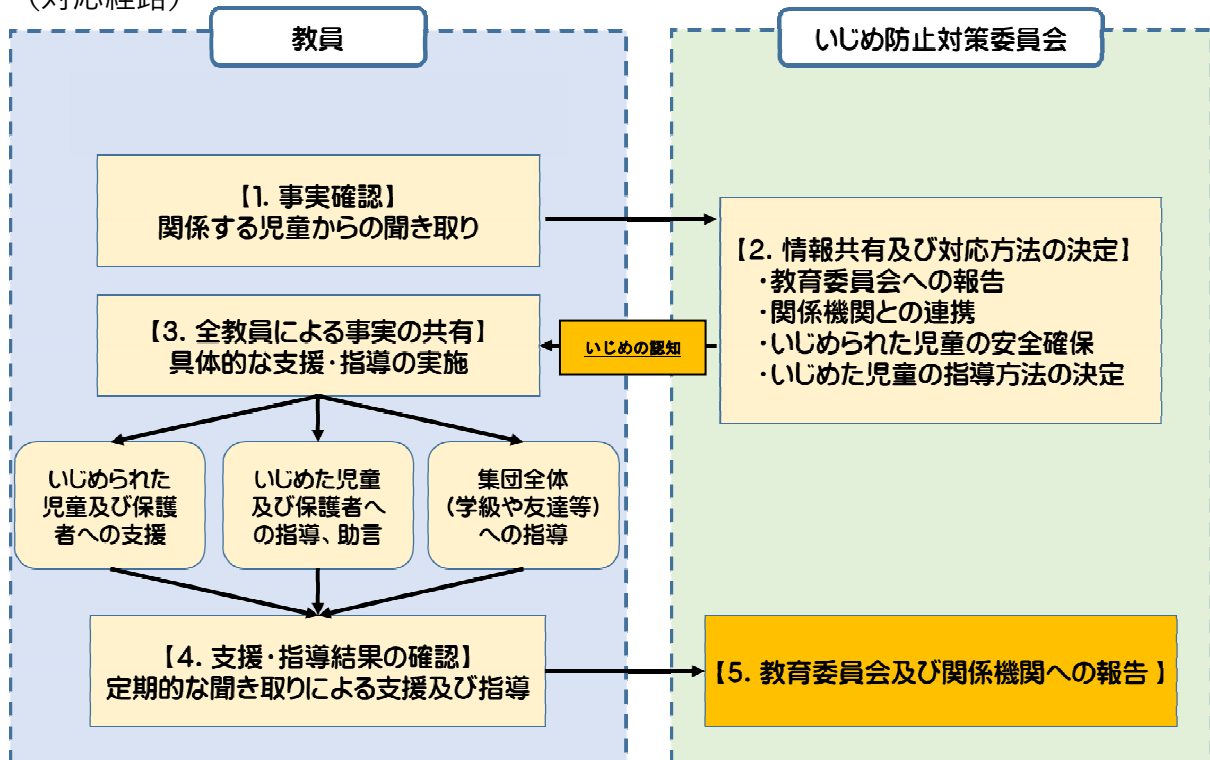
○青少年教育カウンセラー

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

○児童相談所、子育て支援センター

○各警察署、県警少年相談・保護センター

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会による指導及び支援を得ながら、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。

## 相模原市立東林小学校いじめ防止委員会設置要項

### 1 設置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、相模原市立東林小学校に「いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

### 2 委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

### 3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務主任
	児童支援専任
	養護教諭
	1 学年主任
	2 学年主任
	3 学年主任
	4 学年主任
	5 学年主任
	6 学年主任
	特別支援学級主任
	支援教育コーディネーター
	青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー	

### 4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、原則、学期 1 回以上開催する。  
ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「相模原市立東林小学校いじめ防止委員会の設置要項」以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

## 5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

### (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

- ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
- ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
- ③ 早期発見のための措置
  - ・全児童対象の「生活アンケート」を毎学期実施
- ④ 相談体制の確立
  - ・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知
- ⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
  - ・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、PTA と連携した研修会等の実施

### (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援

### (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

### (4) いじめを行った児童に対する指導・支援

### (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言

### (6) 専門的な知識を有する者等との連携

### (7) その他いじめの防止等に係ること

## 6 その他

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

以 上

